

令和3年7月2日

陳述書

1. これまでの経緯

(1) 平成18年5月30日に「有限会社経営相談どっと混む」から「株式会社経営相談どっと混む」に商号変更の登記申請を行ったが、その際に、法務局のWebサイトに掲載されている書式（特例有限会社の商号変更による株式会社設立登記申請書）に従い申請書を作成した。その書式には添付書類として必要な書類が具体的に書かれていたが、役員が継続する場合に必要な書類については書かれていなかった。なお、この点については、現在でも同様である。（添付書類参照）

(2) 書式に従って申請書を作成し、当時の横浜地方法務局平塚出張所に提出したが、その際に、必要書類の確認を行ったうえで、問題なしとして受理され、内容について不備があれば追って連絡しますと言われた。その後、連絡がなかったため、そのまま登記が完了した。

(3) 令和1年12月3日に「株式会社経営相談どっと混む」から「開発&コンサルティング株式会社」に商号を変更し、令和1年12月4日に登記した。

(4) 令和2年12月に電子証明書の発行申請を行ったところ、平成18年5月30日に有限会社から株式会社へ商号の変更登記をする際に、役員の変更登記がなされていないとの指摘を受けた。役員は変更していないと答えたが、変更していなくても変更登記が必要であると言われた。そこで、とにかく言われるままに役員の変更（同じ人が辞任し、且つ就任する）登記申請を令和3年1月8日に行った。その際に、定款では取締役の任期が10年となっており、平成18年5月から10年後の平成28年に任期が既に満了しているため、再度、役員変更登記が必要だと言われた。そこで、平成28年時点における役員変更（同じ人が辞任し、且つ就任する）登記申請を令和3年1月21日に行った。

(5) ところが、令和3年1月21日に行った役員変更登記申請は必要がないので、取下書を作成・提出するように促す書類が法務局から届いた。電話で理由を聞くと、令和3年1月8日に平成18年5月30日時点の役員変更登記を既に行っているからということであった。

2. 異議申し立ての理由

(1) 法務局のWebサイトに掲載されている、書式（特例有限会社の商号変更による株式会社設立登記申請書）には、役員が継続する場合に必要な書類については書かれていない。書かれているのは、「商号変更と同時に新たに役員を選任した場合に添付する就任承諾書」、及び、「商号変更と同時に辞任した役員がいる場合には、辞任を証する書面（辞任届）」

である。

(2) 法務局で実際に商号の変更登記申請をする際にも、役員が継続する場合に必要な書類についての説明は全くなされなかった。とすると、我々はどのようにして、役員の変更(同じ人が辞任し、且つ就任する)登記が必要であることを知ることが出来るのか。知ることができない。

(3) 同じ法務局において、ある担当官は役員の変更登記が必要であると言い、他の担当官は必要ではないと言う。とすると、我々はどちらの言い分に従えば良いのか。

(4) そもそも、役員を変更していないにもかかわらず、役員の変更(同じ人が辞任し、且つ就任する)届が必要であることは常識では理解できない。

(5) 法律で定めた手続きを国民に知らせるには、国民がその手続きを行う際に何らかの方法で法務局が説明する必要がある。法務局ではその説明責任を果たさずに、国民が法律に定めた手続きを行わなかったとして、過料を科すのは責任転嫁である。説明責任を果たさなかった法務局にこそ責任がある。

開発&コンサルティング株式会社
神奈川県中郡大磯町大磯 490 番地 2
ハイツシュスラン 2 A
守屋孝敏